行き止まりを 解消して災害時の 非常用通路の 整備に助成金(上限)

30

2方向避難を確保!



制度の概要

【助成の対象となる方】

つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する土地で、区長が非常用 非常用通路の整備通路を整備することが有効であると認めた土地の所有権を有する方の対象となります。または当該所有権を有する方から同意を得た方。 (1)工作物の撤去

ただし、区税等を滞納されている方は助成の対象外となります。

- (1) 練馬区の区域内に存する土地
- (2) 幅員4メートル以下の行き止まり道路のみに接している土地【整備の条件】
- つぎの(1)から(4)までの全てに該当する必要があります。
- (1) 概ね幅90センチメートル以上の連続した通路であること
- (2) 通路内に工作物もしくは樹木または生け垣を設置しないこと
- (3) 避難時の通行に支障のない整地または舗装がされていること
- (4) 門扉等は、避難時に容易に避難ができる構造であること

【助成の対象となる費用】

非常用通路の整備に係る以下の費用が助成の対象となります。

- (1) 工作物の撤去または移設に係る費用
- (2) 埋設物の移設に係る費用
- (3) 樹木の伐採、伐根に係る費用
- (4) 新設する工作物に係る費用
- (5) 樹木または生け垣に係る費用
- (6) 整地または舗装に係る費用
- (7) 門扉、階段または梯子に係る費用
- (8) 上記の(1)から(7)までに係る設計図書 の作成に係る費用
- (9) 上記のほか、区長が必要と認める費用

【助成金額】上限30万円

※助成の対象になるかは必ず工事着手前に区に相談をしてください。

背景と経緯

区では、阪神・淡路大震災を教訓に、大規模地震などにより建物の倒壊・火災により道を塞がれた際に、 被災者が行き止まり道路から他の道路や公園などの空地へ避難できる通路を確保するために新たに助成制度 を設けました。

区内には、多くの行き止まり道路があります。1方向の避難路では、その方向の道路が塞がれてしまうと 避難できなくなるため、もう一方に緊急時に使える非常用通路を確保することで、2方向への避難を可能に することにより「災害に強い安全なまちづくり」を進めていきます。



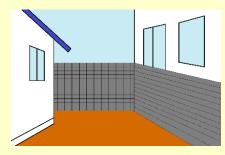




阪神・淡路大震災により建物が倒壊して道路が塞がれてしまった事例

整備のイメージ

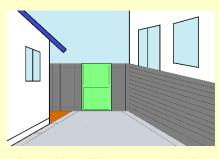
【整備前】



ブロック塀で囲われている敷地

【整備後】





ブロック塀の一部を撤去して、非常時に避難 できる扉および通行に支障がない舗装の整備

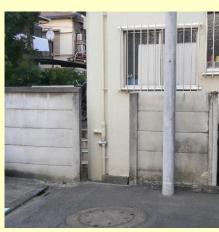
非常用通路の整備事例



門扉を設置した事例



蹴破り戸を設置した事例



ブロック塀を撤去して通路を確保した事例

お問い合わせ先

ご不明な点や詳細は、下記までお気軽にご連絡ください。

練馬区建築・開発担当部建築課狭あい道路拡幅係 電話 5984-1985